

## 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動  
計画を策定する。

1 計画期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間

2 内容

目標1 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目  
指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全職員に配布し、  
制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和7年 1月～ 制度に関するパンフレットの配布、有期契約労働者や管理  
職を対象とした研修および社内報などによる全職員への  
周知
- ・令和7年 7月～ 職員に再度周知